

城北 VISA 一体型カード特約

第 1 条（本特約の目的）

本特約は、城北信用金庫（以下「当金庫」という）の普通預金規定、キャッシュサービス規定に定めるキャッシュカードとしての機能（以下「キャッシュカード機能」という）並びにデビットカード取引規定に定めるデビットカードとしての機能（以下「デビットカード機能」という）、ペイジーサービス規定、ICカード特約、生体認証特約と、株式会社しんきんカード（以下「当社」という）のしんきんカード個人会員規約に定めるクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」という）を一体化し、すべての機能を1枚で提供するカード（以下「本カード」という）の機能・使用方法等について定めます。

第 2 条（本カードの発行・貸与）

1. 本特約、普通預金規定、キャッシュサービス規定、デビットカード取引規定、ペイジーサービス規定、ICカード特約、生体認証特約及びしんきんカード個人会員規約を承認のうえ当金庫及び当社に本カードの入会を申込、当金庫及び当社が適格と認めた方（以下「会員」という）に本カードを発行し、貸与します。会員は本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの署名欄に自署しなければなりません。なお、本カードの入会を申込、当社より会員と認められなかった場合において、当金庫のキャッシュカード機能を希望の場合は、改めて当金庫所定の方法・用紙によりキャッシュカードの申込が必要となります。なお、改めて申込したキャッシュカードの発行については、ICキャッシュカードの場合、当金庫所定の手数料が発生します。但し、既に当金庫所定の普通預金口座のキャッシュカードを保有している場合は、この限りではありません。
2. 本カードの所有権は当金庫及び当社に属します。本カードはカード表面に印字された会員本人以外は使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。
3. 会員は、本カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、本カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、本カードを他人に占有または使用させてはなりません。
4. 本カードのクレジットカード機能部分について、しんきんカード個人会員規約の定めに従い、本カードに追加して家族カードを発行することができます。家族カードを申込み場合には、当金庫及び当社所定の用紙を当金庫へ提出するものとします。会員が提出した用紙の全部または一部については、当金庫から当社に送付し、これをもって家族カードの申込があったものとします。なお、家族カードの所有権は当社に属します。

第 3 条（本カードの有効期限）

1. 本カードの有効期限は当金庫及び当社が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとします。
2. 有効期限の2ヶ月前までに退会の申出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、新たに有効期限を延長した本カードと本特約、キャッシュサービス規定、デビットカード取引規定、ペイジーサービス規定、ICカード特約、生体認証特約及びしんきんカード個人会員規約を送付します。会員は、有効期限経過後の本カードを直ちに切断・破棄するものとします。なお、当社が引き続き会員として認めなかった場合において、当金庫のキャッシュカード機能を希望の場合は、改めて当金庫所定

の方法・用紙によりキャッシュカードの申込みが必要となります。なお、改めて申込したキャッシュカードの発行については、ICキャッシュカードの場合、当金庫所定の手数料が発生します。これにより新たにキャッシュカードが交付されるまでの間、会員がキャッシュカードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当金庫及び当社は責任を負わないものとします。

3. 前項により新たに有効期限を延長した本カードが送付された場合、これまで保有していたキャッシュカード機能については、当金庫の定める有効期限満了後、または新たに送付された本カードのキャッシュカード機能の第1回使用时より使用できなくなるものとします。
4. 有効期限内におけるクレジットカード機能の使用による利用金額の支払いについては、有効期限満了後といえども本特約及びしんきんカード個人会員規約を適用するものとします。

第4条（本カード発行に伴う別カードの取扱い）

1. 本カードは、同一普通預金口座のキャッシュカードと重複して発行することはできません。但し、第2条第1項に定める本カードの発行の前に、当金庫の取扱う普通預金口座のキャッシュカードを保有している場合で本カードへの変更を希望し当金庫及び当社が適当と認めた場合は、本カードは既に保有している普通預金口座のキャッシュカードに替えて発行します。
2. 本カードの普通預金口座が当金庫のカードローンの定額返済用の指定口座に指定され、本カードを発行する場合には、本カードとは別に当金庫はローンカードを発行するものとします。
3. 本カードは、当社の取扱う一部のクレジットカードと重複して発行することはできません。但し、第2条第1項に定める本カードの発行の前に、当社の取扱う他のクレジットカードを保有している場合で本カードへの変更を希望し当金庫及び当社が適当と認めた場合は、本カードは既に保有している他のクレジットカードに替えて発行します。

第5条（本カードの取扱い）

1. 会員は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器（以下「自動機」という）において本カードを使用する場合には、本カード表面に記載されているカードの挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
2. 会員は、本カードのデビットカード機能とクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを使用する場合には、本カードを提示する際にいずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申出るものとします。なお、本カードのデビットカード機能を使用する際の挿入方向は、キャッシュカード機能を使用する際の挿入方向と同一方向となります。
3. 会員が前2項に定める本カードの使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、会員が負担するものとします。また、会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第6条（利用代金の支払い）

会員は、デビットカード機能の利用代金は、デビットカード取引規定に基づき、クレジットカード機能の利用代金はしんきんカード個人会員規約に基づいて支払うものとします。なお、デビットカード機能及びクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座（以下「決済口座」という）は、本カードの普通預金口座とします。

第7条（届出事項の変更）

1. 会員は、氏名・住所・電話番号等の届出事項について変更があった場合には、当金庫及び当社所定の方法・用紙により遅滞なく当金庫に届出るものとします。なお、会員が当金庫に届出た変更事項（キャッシュカード機能及びデビットカード機能の暗証番号の変更を除く）は、当金庫から当社へ連絡し、これをもってしんきんカード個人会員規約に定める届出があったものとします。
2. キャッシュカード機能及びデビットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当金庫所定の方法・用紙により遅滞なく当金庫に届出るものとします。また、クレジットカード機能に関する暗証番号を変更する場合には、当社所定の方法・用紙により遅滞なく当金庫に届出るものとします。
3. 前2項のうち、氏名に変更があった場合、決済口座を変更する場合またはクレジットカード機能の暗証番号を変更する場合には、会員は本カードを当金庫に提出するものとします。なお、これにより新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当金庫及び当社は責任を負わないものとします。

第8条（紛失・盗難）

1. 会員は、本カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）にあった場合には、直ちにその旨を当金庫及び当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。なお、当金庫及び当社への通知は改めて文書で届出ていただきます。この届出前に生じた損害については、当金庫及び当社は責任を負わないものとします。
2. 紛失・盗難の通知を当金庫が受けた場合には、当金庫はキャッシュカード機能及びデビットカード機能を停止します。また、紛失・盗難の通知を当社が受けた場合には、当社はクレジットカード機能を停止します。
3. 前項の規定に係らず、当金庫及び当社のいずれかに紛失・盗難の通知があった場合、当金庫がキャッシュカード機能及びデビットカード機能を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、当金庫及び当社は責任を負わないものとします。
4. 本カードの紛失・盗難により生じた損害の処理については、会員と当金庫との間では普通預金規定、キャッシュサービス規定、デビットカード取引規定及びペイジーサービス規定を、会員と当社との間ではしんきんカード個人会員規約を、それぞれ適用します。

第9条（クレジットカード機能の一時停止）

1. 会員が本特約またはしんきんカード会員規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合には、当社はクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。
2. 前項によりクレジットカード機能の一時停止を行った場合及びしんきんカード個人会員規約に定める会員資格の取消を行った場合（以下併せて「一時停止等の場合」という）において、当金庫のキャッシュカード機能を希望の場合は、改めて当金庫所定の方法・用紙によりキャッシュカードの申込が必要となります。なお、改めて申込したキャッシュカードの発行については、ICキャッシュカードの場合、当金庫所定の手数料が発生します。
3. 一時停止等の場合には、当金庫または当社は会員に事前に通知・催告等を行うことなく、当金庫及び当社の自動機や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。会員は、当金庫または当社からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。な

お、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当金庫及び当社は責任を負わないものとします。

第 10 条（本カードの種別変更）

会員は、本カードのカード種別の変更を申込む場合には、当金庫及び当社所定の用紙を当金庫へ提出するものとします。会員が提出した用紙の全部または一部については、当金庫から当社に送付し、これをもってカード種別変更の申込があったものとします。

第 11 条（本カードの機能分離等）

1. 会員は、本カードについて次のことを行う場合には、当金庫及び当社所定の用紙により当金庫へ申込または届出るものとします。会員が提出した用紙の全部または一部については、当金庫から当社に送付し、これをもってしんきんカード個人会員規約に定める申込または届出があったものとします。
 - (1) 本カードのキャッシュカード機能及びデビットカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード機能及びデビットカード機能が利用できる当金庫所定のキャッシュカードと、クレジットカード機能が利用できる当社所定のクレジットカードの発行を希望する場合。
 - (2) 本カードのキャッシュカード機能及びデビットカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード機能及びデビットカード機能が利用できる当金庫所定のキャッシュカードと、クレジットカード機能が利用できる当社所定のクレジットカードどちらか一方の発行を希望する場合。当金庫のキャッシュカード機能及びデビットカード機能を希望の場合は、改めて当金庫所定の方法・用紙によりキャッシュカードの申込が必要となります。なお、改めて申込したキャッシュカードの発行については、ICキャッシュカードの場合、当金庫所定の手数料が発生します。
 - (3) 決済口座を当金庫以外の金融機関の口座に変更する場合。
 - (4) 決済口座または当社とのカード会員契約を解約する場合。
2. 前項により新たに当金庫または当社所定のカードが交付されるまでの間、会員がキャッシュカード機能、デビットカード機能及びクレジットカード機能を利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当金庫及び当社は責任を負わないものとします。

第 12 条（カードの再発行）

1. 本カードの紛失・盗難、破損、汚損、氏名及び決済口座の変更の場合には、会員が当金庫及び当社所定の方法により当金庫へ届出を提出し、当金庫及び当社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。会員が提出した用紙の全部または一部については、当金庫から当社へ送付し、これをもってしんきんカード個人会員規約に定める届出があったものとします。なお、当社が本カードの再発行を認めなかった場合において、当金庫のキャッシュカード機能を希望の場合は、改めて当金庫所定の方法・用紙によりキャッシュカードの申込が必要となります。なお、改めて申込したキャッシュカードの発行については、ICキャッシュカードの場合、当金庫所定の手数料が発生します。
2. 当金庫及び当社が本カードの再発行または第 11 条に定める本カードの機能分離等に応じるときは、当金庫及び当社所定の手続きをした後に本カードまたは当金庫所定のキャッシュカードもしくは当社所定のクレジットカードを再発行します。なお、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離させる場合には、改めて当金庫所定の方法・用紙によりキャッシュカードの申込が必要となります。

3. 前2項に定めるカードが再発行または分離して発行される場合には、会員は当金庫及び当社所定の再発行手数料を支払うものとします。

第13条（退会）

本カードを退会する場合は、本カード及び本カードに追加して貸与された家族カード並びにリボルビング払い専用カードを添え、当金庫及び当社所定の届出用紙により当金庫に届出るものとします。会員が提出した用紙の全部または一部については、当金庫から当社へ送付し、これをもってしんきんカード個人会員規約に定める届出があったものとします。

第14条（本特約の変更等）

1. 本特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更できるものとします。
 - (1) 当金庫が変更内容を当金庫の店頭表示その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日（以下「相当期間経過日」という）から適用されるものとします。
 - (2) 変更内容を当社から通知すること、または新特約を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当社から通知した後、または新特約を送付した後に本カードを利用したとき（以下「通知後のカード利用日」という）に会員が承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。
2. 本特約の変更等を前項各号により行う場合、その変更内容は、相当期間経過日または通知後のカード利用日のいずれか先に到来した日から適用されるものとします。

第15条（規定・規約の準用）

本特約に特段の定めのない場合は、キャッシュカード機能については普通預金規定及びキャッシュカード規定を、デビットカード機能についてはデビットカード取引規定を、クレジットカード機能についてはしんきんカード個人会員規約を準用します。

（2013年2月1日改定）